

白山・松風台自治会自主防災会規約

(名称)

第1条 この組織は白山・松風台自治会自主防災会（以下「本会」と言う）と称する。

(本会所在地)

第2条 本会は白山・松風台自治会内に置く。

(目的)

第3条 本会は安全で安心して暮らせる地域作りに貢献すべく白山・松風台自治会に於いて実施可能な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下 地震等と言う）が発生した場合、その被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 高齢者・障害者等の要援護者の把握及び救護体制の整備に関すること
- (4) 地震等の発生時に於ける情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等
応急対策に関すること
- (5) 防災訓練の実施に関すること
- (6) 防災資機材の整備に関すること
- (7) 備蓄用品の確保、継続維持に関すること
- (8) 避難ルート、避難場所の日頃の啓蒙に関すること
- (9) その他、防災に関する必要事項

(会員)

第5条 本会の会員は白山・松風台自治会の会員をもって構成する。

(組織)

第6条 本会は白山・松風台自治会の年度業務の一環として位置付け、原則として当該年度の役員をもって組織を構成する。

(防災計画書)

第7条 本会は第4条各号の事業を行うため、防災計画書を作成する。
防災計画書は、具体的に行動計画をまとめたものとする。

(経費)

第8条 本会の運営に要する経費は自治会会費をもってこれに当てる。

(高坂丘陵支部との関連)

第9条 本会は高坂丘陵支部に於いて自主防災会が結成された場合は、これに自動的に参画することとし、与えられた役割を担うこととする。

(その他)

第10条 この規約に定めない事項は白山・松風台自治会の役員会で協議して定める。

附則 この規約は、平成20年4月20日から施行する。